

支援措置番号	13002
担当省庁	財務省、厚生労働省、経済産業省
支援措置事項名	金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組み
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち緊急経営安定対応貸付制度要綱中の「金融環境変化対応資金」に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、中小企業向け政府系金融機関では、セーフティネット機能を適切に果たすべく、中小企業の資金需要に積極的に対応しているところです。</p> <p>しかしながら、地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関の業務地域では、金融機能が低下し地域経済に多大な影響が生じる懸念があることから、中小企業金融の円滑化に係る取組みを一層強化することにより、地域再生を支援する必要があります。こうした観点から、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金について、融資条件緩和に向けた取組みを実施するものです。</p>
支援措置の内容	<p>当該支援措置を含む地域再生計画が認定された地域において、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関をメイン行とする中小企業のうち、融資可能と判断される企業に対する融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、より具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組むこととしております。</p> <p>地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、以下に掲げる金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要です。</p> <p>金融環境変化対応資金の貸付対象の要件は次のいずれかに該当する者</p> <p>(1)取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けたもの</p> <p>(2)取引金融機関が別に定める実質的に経営破綻の状態等にあるもの</p> <p>(3)預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等で、経常利益を計上している等、業況が順調であると認められるもの</p> <p>(4)経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化しているもの。ただし、経営状況が次の)又は)のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関との取引状況が)～)のいずれかに該当するものに限り、</p> <p>)最近における税引前損益又は経常損益が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し悪化していないこと(ただし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが、十分見込まれると判断されるものを含む。)</p> <p>)最近における売上高に対する借入金残高(割引手形及び社債の残高を含む。)又は支払利息・割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し増加していないこと</p> <p>)次のいずれかに該当すること ア最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において同期間における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと、イ.最近における実効金利が前年同期と同じである場合において同期間における長期プライムレートが低下していること、ウ.最近における実効金利が前年同期に比し低下している場合において同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること</p> <p>)最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること</p> <p>)取引金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高いと考えられる別に定める状態にあること</p> <p>計画認定申請に対して、 で必要とされる添付書類に適切な記載がある場合に主務大臣は同意をすることとし、地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、提案者の協力を得て中小企業向け政府系金融機関においてより具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組みます。</p> <p>なお、リスクデータとその根拠の提示に加え、その妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、金融判断として中小企業向け政府系金融機関が行います。</p> <p>また、当該支援措置とは別に融資条件の緩和として、国民生活金融公庫では、16年度から「第三者保証人を不要とする特例措置」の融資限度額を拡充(1,000万円 1,500万円)することを予定しており、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p>

<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>計画認定に係る手続きとは別に、計画認定後、リスクデータとその根拠の提示に加え、中小企業向け政府系金融機関がより具体的なリスクデータの蓄積・分析を行うための資料が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。</p> <p>さらに計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、中小企業向け政府系金融機関による金融判断を経ることが必要です。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>計画認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている担保や保証人等の貸出基準の緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠の提示が必要(様式は任意)です。(最低限必要と考えられる事項例:提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所のデータ等)</p> <p>なお、計画認定後、計画認定に係る書類とは別に、で必要とされる手続きに係る書類が別途必要となり、いずれの資料もその妥当性の判断が金融面から必要となります。</p> <p>さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、中小企業向け政府系金融機関による金融判断を要し、そのための書類が別途必要となります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>融資を受けようとする者が、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている担保や保証人等の貸出基準の緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠を記載すること。</p> <p>(最低限必要と考えられる事項:提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所のデータ等)</p>

支援措置番号	13003
担当省庁	財務省、厚生労働省
支援措置事項名	国民生活金融公庫の「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の条件緩和に向けた取組み
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち新規開業・女性・中高年起業家貸付における保証人徴求特例要綱中に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、国民生活金融公庫では、創業支援の重要性を踏まえ、リスクの評価が困難な新規開業企業に対する融資についても、積極的に実施しているところです。</p> <p>しかしながら、地域再生における新事業創出の重要性を勘案し、産学連携等による新産業、新事業の創出を一層促進する観点から、「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資条件の緩和に向けた取組みを実施するものです。</p>
支援措置の内容	<p>当該支援措置を含む地域再生計画が認定された地域において、産学連携等による新産業、新事業を立ち上げる者のうち、融資可能と判断される事業者に対する融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、より具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組むこととしております。</p> <p>地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、以下に掲げる国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件のうち、下記のAのa, b, c, d, e又はBのうちどの要件を緩和して欲しいのかの記載が必要です。</p> <p>国民生活金融公庫の新規開業特別保証人特例措置の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規開業して税務申告を2期終えていない者 2. 開業予定者又は開業後税務申告が未了の者 <p>A. 下記a～eのいずれかを満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> a 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者 b 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとするもの c 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に、当該企業において継続して6年以上従事していることを要す。 d 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)従

事していることを要す。
 e 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上(ただし、平成17年3月31日までは2年以上)勤務した者であって、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとするものであるもの。
 B. 開業資金の2分の1以上の自己資金が確認できる者

制度の概要

- 「1.」又は「2.」いずれかは必ず該当することが必要
- 「1.」の場合、Aのいずれかに該当することが必要
- 「2.」の場合、Aのいずれか及びBに該当することが必要

計画認定申請に対して、で必要とされる添付書類に適切な記載がある場合に主務大臣は同意をすることとし、地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、提案者の協力を得て国民生活金融公庫においてより具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組みます。

なお、リスクデータとその根拠の提示に加え、その妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫が行います。

また、当該支援措置とは別に融資条件の緩和として、16年度から「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資限度額を拡充(550万円 750万円)することを予定しており、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。

支援措置に係る必要な手続

計画認定に係る手続きとは別に、計画認定後リスクデータとその根拠の提示に加え、国民生活金融公庫がより具体的なリスクデータの蓄積・分析を行うための資料が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫による金融判断を経ることが必要です。

当該支援措置に関して特に必要な添付書類

計画認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要のほか、国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件のうち、上記のAのa, b, c, d, e又はBのうちどの要件を緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている要件緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠の提示が必要(様式は任意)となります。(最低限必要と考えられる事項: 提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所等のデータ等)

なお、計画認定後、計画認定に係る書類とは別に、で必要とされる手続きにかかる書類が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。

さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫による金融判断を要し、そのための書類が別途必要となります。

<p>地域再生計画及び 添付書類の記載に当 たって特に留意すべ き点</p>	<p>融資を受けようとする者が、国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件に合致することを記載し、緩和を要望する要件と緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠を記載すること。 (最低限必要と考えられる事項: 提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所等のデータ等)</p>
--	--

支援措置番号	230005
担当省庁	経済産業省・環境省
支援措置事項名	エコタウン事業の補助採択の要件緩和
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	経済産業省：エコタウン事業の支援制度 環境省：ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業実施要領（H15.4.1環廃企発第0304010002号）
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	経済産業省：資源循環型地域振興施設整備費補助金 リサイクル技術の実用化推進、リサイクル産業の振興の観点から、モデル事業として、リサイクル産業を先導するリサイクル関係施設等の整備に補助します。 環境省：エコタウンプランの承認基準には、当該地域の基本構想、具体的事業に独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地域のモデルとなる可能性の高い事業であること等が挙げられています。これを受けて、補助対象事業の要件についても、廃棄物処理・リサイクル施設として技術的に先進性・先駆性を有するものと定めています。
支援措置を設ける趣旨	経済産業省：エコタウンハード補助事業においては、産業インフラ、人材、技術、市場等の地域における資源を最大限に活用し、循環型社会構築に地域社会を挙げて取り組み、具体的な経済性のある循環ビジネスを地域に持続可能な形で根付かせようとする取り組みを評価し、他の地域に模範となるような先導的な事業を推進することとします。 環境省：現行のエコタウン事業については、平成16年度に終期を迎えることとなっており、今後の本事業のあり方について、平成16年度中に見直しを行うものです。
支援措置の内容	経済産業省：技術の先導性を有する事業だけでなく、地域資源を最大限に活用した効果的・安定的なリサイクル事業に対して支援します。また、補助採択案件の決定に際して、公募による第三者審査制度を導入します。 環境省：エコタウン事業については、補助施設の採択要件を含め、平成16年度中に見直しを行います。
今後の検討スケジュール	経済産業省：エコタウン補助案件について、3月中旬から4月末にかけて公募を実施し、5月上旬から6月上旬にかけて補助案件を審査、6月中旬に採択案件を決定します。 環境省：エコタウン事業については、補助施設の採択要件を含め、平成16年度中に見直しを行います。
特記事項	

支援措置番号	230006
担当省庁	財務省、経済産業省
支援措置事項名	「新創業融資制度」の貸付限度額拡充
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち新規開業・女性・中高年起業家貸付における保証人徴求特例要綱中に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、国民生活金融公庫では、創業支援の重要性を踏まえ、リスクの評価が困難な新規開業企業に対する融資についても、積極的に実施しているところです。</p> <p>しかしながら、地域再生における新事業創出の重要性を勘案し、産学連携等による新産業、新事業の創出を一層促進する観点から、「新創業融資制度」の融資条件の緩和に向けた取組みを実施するものです。</p>
支援措置の内容	<p>「新創業融資制度」の融資条件の緩和として、16年度から「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資限度額を拡充(550万円 750万円)することを予定しており、当該措置が地域再生計画に盛り込まれた場合には、国民生活金融公庫の既存の貸付制度で対象となるか否かについて形式面での判断を行い、実際の融資については、具体的な融資に関する相談等に応じ、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p> <p>(国民生活金融公庫の新規開業特別保証人特例措置の要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規開業して税務申告を2期終えていない者 2. 開業予定者又は開業後税務申告が未了の者 <p>A. 下記a～eのいずれかを満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> a 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者 b 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとするもの c 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に、当該企業において継続して6年以上従事していることを要す。 d 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)従事していることを要す。 e 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上(ただし、平成17年3月31日まで)は2年以上)勤務した者であつて、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとするものであるもの。 <p>B. 開業資金の2分の1以上の自己資金が確認できる者</p> <p>(制度の概要)</p> <p>「1.」又は「2.」いずれかは必ず該当することが必要</p> <p>「1.」の場合、Aのいずれかに該当することが必要</p> <p>「2.」の場合、Aのいずれか及びBに該当することが必要</p>
今後の検討スケジュール	平成16年4月から実施予定。
特記事項	特になし